

兵庫県病院薬剤師会但馬支部会則

総則

本会は兵庫県病院薬剤師会（以下、兵病薬という）但馬支部と称し、但馬地域の病院・診療所に勤務する薬剤師及び賛助会員をもって構成する。

目的

- 1) 本会は病院・診療所勤務薬剤師および賛助会員の研修・業務連絡を行い、併せて相互の親睦を深める事を目的とする。
- 2) 本部主催の研修会、行事には全面的に支援協力し支部活動の一貫として取り組むものとする。

会議

- 1) 例会は年2回（6月・11月）を原則とし、6月の例会を総会に準じ前年度の事業・会計報告を行う。
- 2) 支部長が必要と認めたときは臨時に会を召集することができる。
- 3) 支部には小委員会を設け若干名の委員でもって構成し、例会の準備、運営にあたる。なお、小委員会の委員は支部長より任命し、これを支部長が招集する。

役員

本会には支部長1名を置き、本部より要請の代議員2名（予備2名）、学術1名、文化2名、小病診1名、編集委員1名、情報委員2名の各委員と支部内役員として、副支部長1名、支部内学術委員2名、会計1名でもって構成する。

（平成26年4月より評議員1名（予備1名）より代議員2名（予備2名）に改定）

任期

役員任期は2年とする。（但し、再任は妨げない。）

会費

- 1) 支部会費は250円/月（年3,000円）とし、既納の会費は返還しない。
- 2) 会費は、春の例会にて一括徴収し、新入会員は加入月より徴収する。

（平成25年4月より年3,000円に改定）

弔慰

会員および会員の家族（配偶者・子供・両親）が死亡したときは兵病薬但馬支部として弔電を打つものとする。

（平成26年12月より同居規定を削除、配偶者の両親を追加）

平成7年11月18日 制定

平成16年6月12日 一部改定

平成24年10月27日 一部改定

平成26年4月1日 一部改定

平成26年12月6日 一部改定